

第 13 回 知 多 市 教 育 委 員 会 定 例 会 会 議 録

平 成 2 9 年 1 1 月 1 0 日

知 多 市 教 育 委 員 会

第 13 回 知 多 市 教 育 委 員 会 定 例 会 会 議 録

招 集 年 月 日	平成 29 年 11 月 10 日
招 集 場 所	知多市役所 2 階教育委員会室
開 会	午前 9 時 30 分
閉 会	午前 11 時 2 分
出 席 委 員	委員長 竹 内 聰 一 委員長職務代理者 石 井 久 子 吹 原 美 香 山 田 直 行 教育長 小 宮 克 裕
出席した職員	教育部長 松 井 禎 司 生涯学習課長 柴 山 利 之 生涯スポーツ課長 堀之内 康 学校教育課長 山 口 芳 徳 指導主事 榊 内 勝 利 阿 部 剛 士 事務局学校教育課 森 真 哉
傍 聴 者	なし
議 題	議案第 24 号 平成 29 年度教育費補正予算（第 1 号）（案）について （協議） 議案第 25 号 知多市勤労文化会館の設置及び管理に関する条例の一部改正について（協議） 議案第 26 号 知多市勤労文化会館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正について（協議） 議案第 27 号 知多市公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正について（協議） 議案第 28 号 知多市公民館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正について（協議） 議案第 29 号 教育委員会所管施設の指定管理者の指定について（協議）
そ の 他	(1) 平成 30 年度幼稚園、小学校及び中学校の儀式について（報告） (2) 平成 29 年 10 月準要保護者等の認定状況について（報告） (3) 教育委員会後援事業について（報告）

- 1 開 会 出席委員 5 人
第 1 3 回知多市教育委員会定例会を開会する。

- 2 前回会議録の承認について 第 1 1 回臨時会会議録は、委員全員の賛成により承認された。
署名委員 吹原委員、山田委員
第 1 2 回定例会会議録は、委員全員の賛成により承認された。
署名委員 山田委員、石井委員
第 1 3 回定例会会議録署名委員の指名
石井委員、吹原委員

- 3 委員長報告
前回定例会以降の内容を別紙委員長報告により説明した。なお、概略は次のとおりである。
 - (1) 調べる学習地域コンクール表彰式
第 2 回の表彰式で、全国大会に出す作品がいっぱいあり、視点のいい、楽しいものでした。通学路の四季という作品は、一年を通して、通学路の花や生物などを調べたものでした。じっくりと時間をかけて調べている作品が多かったです。
 - (2) 知多地方教育事務協議会教育委員研修会
加藤幸次氏のカリキュラムマネジメントの講義は、教育カリキュラムに地域も関わるという内容でした。地域が教育カリキュラムに関わっていくにはいろいろな課題があると思います。どこが主導していくのか、学校がマネジメントができるのか。コミュニティスクールへと向かっていく時代なのかと思いました。
 - (3) 知多市教育懇談会
教員の多忙化を始めとしたいろいろな課題が出ていました。
 - (4) 知多市小中学校音楽会
学校毎で規模が違うので、少人数の学校もありますが、迫力ではない違うがんばりを見せてくれ、思わず声援をしたくなるような感じでした。
 - (5) 中地区グラウンドゴルフ大会
当日は、1 千人を超える参加者がありました。中地区は、名古屋、知多半島、瀬戸などから成り、西地区は、一宮や海部郡で、東地区は、豊橋や三河です。各地区での大会から国体の選手を選ぶそうです。

- 4 教育長報告
前回定例会以降の内容を別紙教育長報告により説明した。なお、概略は次のとおりである。
 - (1) ちた塾後期開講式
ちた塾は、塾生数、講座数ともに右肩上がりに増加しています。学ぶだけでなく、次の発展的なものとして、塾生が、学んだことを還元するような場所を作っていく必要があると思いますので、学校との関わりを考えていきたいです。
 - (2) 都市教育長と県教育委員会委員との懇談会
県の委員は、何回も学校訪問に行くことはないので、学校の実態は分かり難いです。養護教諭や多忙化解消プランなどの実態の話をして、県の総合教育会議にて知事へお願いしてくれるよう要望してきました。
 - (3) 校長人事面談

30年度の人事について、校長先生の思いを聞きましたので、地教委面談にて、県へお願いしていきます。また、校長と教頭は、退職を含めた異動者が多くなる年ですので、私の考えを話してきます。

(4) 生涯学習地域推進委員会

佐布里小学校が行っている梅と米作りのことを通して、地域でのボランティア活動のことを勉強してもらいました。

(5) 子ども未来ネットワーク事業打合せ

子どもの自尊感情が低下してきていることのアンケート結果の報告があり、来年度もアンケートを継続して行いたいという願いがありました。

(6) 知多市表彰式

教育委員会関係では、委員で2名、教員で2名が対象でした。

(7) 校長会県外研修

熊本大学教育学部附属小学校は、未来思考科という思考力をつけることを目的とした授業では、課題を与えてそれを考えていくということで、「100年後における人間の100mの記録は何秒になるか？」という課題について、子どもたちが出した数学的な結論に対して、先生は、いろいろな面から検証し、子どもたちは、再度考えていくということをしていました。

熊本市立向山小学校は、一幼稚園、一小学校、一中学校の幼小中連携の学校です。小学校の教頭試験などに合格した先生が、幼稚園の園長になって両者をつなぐというやり方をしていました。

益城町立益城小学校は、避難所になった小学校ですが、校長先生が、学校を再開することが使命であるので、避難所運営では学校が頑張り過ぎることなく行政に渡すべきであるということをしていました。また、避難訓練の行い方の話しがありましたので、校務主任会へつなげていきます。

3つの学校を通して感じたことは、あいさつが素晴らしかったです。上からやらされているということはなく、自分たちからしているものでした。

5 議 題

(1) 議案第24号 平成29年度教育費補正予算（第1号）（案）について（協議）

(説明) 山口学校教育課長

議案第24号 平成29年度教育費補正予算（第1号）（案）について、ご説明いたします。

知多市議会12月定例会の議案として提出を予定しているもので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、教育委員会の意見を求めるものです。

別紙の平成29年度教育費補正予算（第1号）（案）をご覧ください。

歳入は、16款寄附金、1項寄附金、5目教育費寄附金、1節教育総務費寄附金は、59万9千円の増額で、小中学校普通教室エアコン設置及び小中学校図書の実充に対する指定寄附を受けたことにより補正をするものです。

歳出は、10款教育費、1項教育総務費、2目事務局費の教育文化振興基金積立金は、59万9千円の増額補正で、指定寄附のありました寄附金を基金に積み立てるものです。次に、2項小学校費、2目教育振興費の準要保護児童援助費は、219万2千円の増額で、

平成30年度入学児童が入学時に必要な用品を用意できるように、新入学学用品費を入学前に支給するため補正するものです。次に、3項中学校費、2目教育振興費の準要保護生徒援助費は、246万5千円の増額で、平成30年度入学生徒が入学時に必要な用品を用意できるように、新入学学用品費を入学前に支給するため補正するものです。

以上、ご協議をお願いいたします。

(質疑・意見) なし

(採決) 全員賛成、原案承認

(2) 議案第25号 知多市勤労文化会館の設置及び管理に関する条例の一部改正について
(協議)

(説明) 柴山生涯学習課長

議案第25号知多市勤労文化会館の設置及び管理に関する条例の一部改正について、ご説明いたします。

今回の改正は、知多市議会12月定例会の議案として予定しているもので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により教育委員会の意見を求めるもので、勤労文化会館のつつじホールなど一部施設に設けられている早朝特別の時間区分を全施設に設け、利用者の利便性の向上を図るため、改めるものでございます。

別添の知多市勤労文化会館の設置及び管理に関する条例の一部改正について(新旧対照表)をご覧ください。

文化関係施設の利用料金を規定しております別表第1の改正は、備考1で、早朝特別の利用できる場合をやまももホール利用者にも拡大するため、「つつじホールの全部」の次に「又はやまももホール」を加え、備考2として、楽屋C-1等、つつじホールの楽屋の利用については、つつじホールと併用して利用する場合に限る規定を加え、備考2から備考4までは、1つずつ繰り下げ、備考5中で字句の修正を行うとともに備考5を備考6とするものです。

勤労関係施設の利用料金を規定しております別表第2の改正は、早朝特別の時間区分が設定されていないやまももホール以外の全ての施設に早朝特別の利用料金を設け、備考2で、早朝特別の利用は、つつじホールの全部又はやまももホールと併用して利用する場合に限るとし、備考3として、やまももホールの楽屋L-1の利用については、やまももホールと併用して利用する場合に限る規定を加え、備考3から備考5までは、1つずつ繰り下げ、備考6中で字句の修正を行うとともに備考6を備考7とするものです。

附則として、第1項は、施行期日を平成30年4月1日とし、第2項は、経過措置として、改正後の別表第1及び別表第2の規定は、施行の日以後に許可を受けた利用から適用し、同日前に許可を受けた利用については、従前の例によるものとするものでございます。

説明は、以上でございます。よろしくお願いいたします。

(質疑・意見)

竹内委員長

小中学校の音楽会があり、そのとき、楽器の搬入をしていましたが、あれは時間外での搬入ですか。

柴山生涯学習課長

勤労文化会館の開館は、午前9時からですが、つつじホールとやまももホールの利用に限っては、午前7時30分から利用ができます。会議室などを利用するときは、その規定がないので、利用者からは、つつじホールとやまももホール以外の施設についても早朝利用ができるようにして欲しいという要望があります。音楽会での搬入が9時前からということであれば、早朝利用ということでつつじホールとやまももホールは利用できますが、会議室は、現行の規定では利用できませんので、それらを7時30分から利用しようとする場合は条例の改正が必要になります。今回の改正は、利用者からの要望に応えるために、全館の施設において7時30分から利用できるようにするものです。

(採決) 全員賛成、原案承認

(3) 議案第26号 知多市勤労文化会館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正について (協議)

(説明) 柴山生涯学習課長

議案第26号知多市勤労文化会館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正について、ご説明いたします。

今回の改正は、選挙事務等、特別の理由がある場合、休館日に開館することができるように改めるものでございます。

別添の知多市勤労文化会館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正について(新旧対照表)をご覧ください。第2条第2項で、臨時に休館又は利用時間の変更をすることをできる規定に「休館日に開館」を追加するものでございます。

説明は、以上でございます。よろしく願いいたします。

(質疑・意見)

小宮教育長

国体でのフェンシング大会がありますが、それに関連して、やまももホールを月曜日に使用することができるということですね。

柴山生涯学習課長

現行の規則では、休館日に開館ができるという規定がありませんので、市が直営していたときは弾力的な運用をしていましたが、指定管理者による運営においては、規則で定めなければ、そのようなことはできないということがありますので、そのことを明確にするために、公益上必要があれば休館日でも開館できるようにするものです。

山田委員

開館の判断は、指定管理者がされるわけですか。

柴山生涯学習課長

基本的には、公益上やむを得ない場合ということで、選挙、市の事業などの公益上のものに限るということを考えています。民間の方から、休館日に利用したいということがあっても、公益上の要素がない場合には、通常の開館日にお願いすることを考えております。

小宮教育長

教育委員会が承認するのですね。

柴山生涯学習課長

はい、そうです。

(採決) 全員賛成、原案承認

(4) 議案第27号 知多市公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正について(協議)

(説明) 柴山生涯学習課長

議案第27号知多市公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正について、ご説明いたします。

今回の改正は、知多市議会12月定例会の議案として予定しているもので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により教育委員会の意見を求めるもので、パソコンの普及により稼働率が低下しております中部公民館学習室について、設置してあるパソコンのリース契約期間満了に伴い、パソコンを撤去しまして、汎用の学習室へ使用形態を見直し、併せて使用料の額を改めるものでございます。見直し後の学習室の使用形態につきましては、児童、生徒、一般の方の自主学習時間あるいは既存団体の利用時間を考慮いたしました有料の専用使用と、専用使用以外は、児童、生徒等が自主学習する場として、学習室を無料開放とするものでございます。

別添の知多市公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正について(新旧対照表)をご覧ください。

別表の改正ですが、学習室の項について、現在、1区画として、机1つにパソコン1台を設置しております。そして、「午後9時までを2時間ごとに区分し、1区画につき200円」としてありますが、それを、1部屋全体を専用使用する場合といたしまして、「午後3時までを2時間ごとに区分し、1区分につき、1,800円」に改めるものでございます。

2ページをお願いします。

別表に備考を加える改正は、備考1で、学習室を専用使用できるのは、土曜日、日曜日、休日を除く開館日とし、備考2で、学習室を専用使用しない場合は無料とし、使用できる時間を午前9時から午後9時30分までとするものでございます。

附則として、第1項の規定は、施行期日をパソコンのリース契約期間が終了する翌日の平成30年6月1日とし、ただし書きとして、次項の経過措置の規定は、使用の手続きが3か月前の月の初日からできるため、同年3月1日から施行するものでございます。

経過措置として、第2項は、施行日前に施行日以後の使用の許可を受けようとする者は、改正後の条例に定める使用の許可を受けようとする者とみなし、第3項は、前項の規定により、許可を受けた者は、施行日前においても、改正後の条例に定める使用料の還付を受けることができるとするものでございます。

説明は、以上でございます。よろしく願いいたします。

(質疑・意見)

竹内委員長

学習室の稼働率は、どれくらいですか。

柴山生涯学習課長

学習室の稼働率は、28年度は14.6%です。ここ数年の稼働率は、26年度が16.6%、27年度が15.9%で、暫時、下がってきています。その14.6%のうち、実

際に使用している方は、そのうちの90%がちた塾さんで、ちた塾さんを除きます一般の方は、1.6%ということで、ほとんどパソコンを使っての学習室の需要がないという状況です。そのため、従来のちた塾さんの利用につきましては、引き続き専用使用というかたちで使っていただくということにいたしまして、ちた塾さんが使わない午後3時以降の利用及び土曜日、日曜日については、基本的に、一般の方、児童、生徒のための学習室として、無料で利用していただくという見直しでございます。

山田委員

イメージとしては、中央図書館で勉強している子どもたちの情景を想像はいいですか。

柴山生涯学習課長

そのとおりでございます。現在、知多市内にある学習室は、青少年会館と中央図書館しかございません。他のところの状態を見てみますと、いろいろなスペースを使って、生徒さんたちが勉強しているということで、施設アンケートをしても、学習するスペースが欲しいという要望があります。そのような要望に応えるためにも、現在のパソコンルームに特化した学習室の利用を見直しまして、原則、ちた塾さんが利用している午後3時までを専用利用にできるとしまして、それ以後は、開放するというかたちで、図書館と同じ学習室にするものです。

山田委員

図書館に人気があるのは、冷暖房が完備しているということなのですが、この学習室は、どのような予定ですか。

柴山生涯学習課長

オープンフリースペースということで、空調機も同様に、入れるかたちでの利用になります。

山田委員

賛成です。図書館は、いっぱい過ぎて、読書スペースが占領されていますよね。

施行日が、6月1日と3月1日とがありますが、どういうことですか。

柴山生涯学習課長

施行日を6月1日としていることは、現在設置してあるパソコンのリース期間が、5月31日までになっているからです。

山田委員

納得です。分かりました。

(採決) 全員賛成、原案承認

(5) 議案第28号 知多市公民館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正について (協議)

(説明) 柴山生涯学習課長

議案第28号知多市公民館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正について、ご説明いたします。

今回の改正は、知多市公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正に伴い、中部公民館学習室の使用形態を見直すため、使用手続きを改めるものでございます。

別添の知多市公民館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正について(新旧対照表)をご覧ください。

第4条の改正は、第1項で条文の整理を行うとともに、ただし書きを加え、学習室を専用使用する場合の使用の手続き規定を追加し、専用使用日を事前に把握するため、利用申請書の提出日の終期を使用する日の14日前までとするもので、学習室の利用形態の見直しにより、第3項は削除するものでございます。

附則として、第1項の規定は、施行期日をパソコンのリース契約期間が終了する翌日の平成30年6月1日とし、ただし書きで、次項の経過措置の規定は、使用の手続きが3か月前の月の初日からできるため、同年3月1日から施行するものでございます。経過措置として、第2項は、施行日前に施行日以後の使用の許可を受けようとする者は、改正後の条例施行規則に定める使用の許可を受けようとする者とみなすものでございます。

説明は、以上でございます。よろしくお願いたします。

(質疑・意見) なし

(採決) 全員賛成、原案承認

(6) 議案第29号 教育委員会所管施設の指定管理者の指定について (協議)

(説明) 柴山生涯学習課長

議案第29号教育委員会所管施設の指定管理者の指定について、ご説明いたします。

地方自治法の規定に基づき議会の議決を経る必要があるため、知多市議会12月定例会の議案として提出を予定するもので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、教育委員会の意見を求めるものでございます。

指定管理者の指定について、議案提出を予定する教育委員会所管施設は、勤労文化会館、市営プール等の2件の施設でございます。指定しようとする施設の名称、指定管理者となる団体、指定の期間は、先月10月の教育委員会におきまして、指定管理者の候補者として選定いただきました内容と同じであり、別添のとおりでございます。

説明は、以上でございます。よろしくお願いたします。

(質疑・意見) なし

(採決) 全員賛成、原案承認

6 そ の 他

(1) 平成30年度幼稚園、小学校及び中学校の儀式について (報告)

(説明) 山口学校教育課長

平成30年度幼稚園、小学校及び中学校の儀式についてをご報告いたします。

幼稚園の入園式は、4月9日月曜日で、始業式はその翌日に、小学校の入学式は、4月6日金曜日で、始業式は4月9日月曜日に、中学校は、入学式・始業式ともに4月5日木曜日に、また、1学期の終業式は、それぞれ7月20日金曜日に、2学期の始業式は、それぞれ9月3日月曜日に、終業式は、それぞれ12月21日金曜日に、3学期の始業式は、

それぞれ1月7日月曜日に、また、幼稚園の卒園式は、3月15日金曜日に、卒業式は、小学校は3月20日水曜日に、中学校は3月5日火曜日に、また、3学期の修了式は、それぞれ3月22日金曜日に予定しております。

(質疑・意見) なし

(2) 平成29年10月準要保護者等の認定状況について (報告)

(説明) 山口学校教育課長

準要保護は、前回から今回までの認定は、小学校で2人、中学校で2人、取消は、小学校で1人、中学校で1人でした。現在の認定者数は、小学校で352人、中学校で211人、合計で563人です。また、認定児童生徒の理由別内訳は、児童扶養手当の支給を受けているものの理由で、認定が2人、取消が1人、保護者の職業が不安定で生活状態が悪いと認められるものの理由で、認定が2人、取消が1人です。

要保護は、前回から今回までの認定は、小学校で1人、中学校で1人、取消はありませんでした。現在の認定者数は、小学校で29人、中学校で22人、合計で51人です。

特別支援教育は、Ⅱ段階で、前回から今回までの決定、取消ともありませんでした。現在の決定者数は、小学校で86人、中学校で27人、合計で113人です。また、Ⅲ段階は、前回から今回までの決定、取消ともありませんでした。現在の決定者数は、小学校4人、中学校1人、合計で5人です。

就学援助認定者数の前年度との比較は、10月末で、小中学校合わせて、要保護は、4人増の51人、準要保護は、17人減の563人です。

(質疑・意見) なし

(6) 教育委員会後援事業について (報告)

(説明) 山口学校教育課長

前回の定例会から今回までに、知多市教育委員会後援に関する取扱要綱第3条の規定に基づき、教育長の決定により、項番1の「中日キッズ野球教室」から項番12の「ボランティア講演会」までの事業について、後援を承諾しました。

(質疑・意見) なし

7 自由討議

(1) 学校訪問について

石井委員

南粕谷小学校は、一番の印象は、学校内が隅々まできれいであると感じました。きちんと整理整頓されていきました。保健室は、レイアウトがかわいらしく、居心地が良い。保健委員の1年生の子が、保健室が大好きで、保健室に遊びに行っちゃうくらい好きだと言っ

ていることが分かりましたし、ああいう居心地のいい保健室はいいなと思いました。

特設の授業は、3年生の道徳だったのですが、教育長が、「南粕谷の子らしいね。」ということをおっしゃいました。知多地方教育事務協議会教育委員研修会の講演会でもありましたが、「家庭と学校と地域で子どもを育てる。」ということをおっしゃいます。他の地域では、なんとなく漠然としているところがあるのですが、南粕谷はそれがはっきりしていて、それぞれが役割を持って、子どもに教育を、地域の人たちも教育に携わっているというような感覚が強い地域なので、特に道徳の授業を見ていると南粕谷の子らしい発言だなあとということ、私も感じました。

私が子ども会の役員をしたのは平成5年だったのですけれど、その頃が、地域の人たちが、学校に関わるということ意識し始めたときだったのですね。地域の長老が、学校の先生からは、子どもたちが勉強とか社会性を教えてもらうものであり、余計なことは地域の人がやらなければならないというようなことを言われたのがきっかけだったのですね。そのきっかけとなるのが、雨の日に子どもが犬の糞を踏んづけて、そのまま学校に来るので、先生が朝一番の仕事として、子どもたちの靴を洗っているということがありました。そんなことを先生にやらしてはいけません。地域でなんとかしないといけないということが、長老たちの意見から出て、それが広がっていったということがきっかけになっていったと、今、思い起こすことがあります。それで、地域の人たちが、通学路をすごく掃除するようになりました。犬の散歩は、通学路ではないところでしてくれと呼びかけたということが始まりだったのですね。そういうことで、学校には、勉強をしっかり教えてもらうという環境を地域で手伝ってほしい。家庭では、子どもたちの成長を見守ってもらって、人としての基本的なことは、学校ではなくて、家庭でやるのだということをおっしゃる方が呼びかけていったりしました。地域の中では、愛着を育てる、人と人の触れ合いを育てることが地域の役割だよって言って、しっかりやってきたという地域の経緯があったので、やっぱり、道徳の授業の中で、親切とか、おばあちゃんに優しくするというような授業だったのですけれど、本当に、南粕谷の子は、心が育っているなあとというふう感じて、いい授業を見させていただいたなと思いました。

竹内委員長

八幡中学校は、学校自体は落ち着いており、生徒は学習に集中していて、先生とのコミュニケーションは取れているという感じでした。

靴箱は、他の中学校と印象が違って、普通は真っ白ですが、カラフルでした。運動会するときもそのように思ったのですが、みんな、黄色やオレンジなどの靴で走っていました。その辺り、学校の景色が、ガラッと違うという感じがしました。

学校経営案には、「当たり前のことを当たり前のように」という校訓があって、体育館にも大きく張ってあるものがありまして、そのことで、先生とお話ししたことがありました。数日前にあった運動会での応援合戦は、先生が点数を付けるのですが、付けにくいこととして、各組のパターンが一緒なのです。出てきて、「お願いします」と言って、男の子が「オー」と言って、女の子が「オー」と言う。その次のダンスが違うだけです。各組のスタンドグラスは違っているのに、応援合戦は一緒であることを申し上げておきましたら、学校訪問のときに、生徒が決めたらしいという話がありました。競技以外のところで得点をおもらおうとしたら、通常は、出し抜くでしょう。なんとか評価を上げたいから、どうだということを見せたがる所ですが、差を付けないように、入場からの流れを決めています。その話しをしていたときに、当たり前のことを当たり前ということ、調べてみると、方々の学校でおっしゃっているのですね。定番になっていることのように。当たり前のことということをおっしゃる生徒たちで話し合っていて欲しいということをお話しておいたので

す。当たり前ということは、個人で違います。僕の当たり前は、みんなの当たり前ではないということがよく言われます。自分が当たり前と思って言っているのに、言われた子は違うように受け止めることがあります。当たり前は、ものすごく難しい言葉だと思います。基本のことをきっちりするというのもさりながら、当たり前のことをやっていたのでは、これからはやっていけないよってという教育もあると思うのですね。当たり前の基準はどこに置いているのかとか、当たり前の限界はどこなのかとか、ということをお話し合ってもらおうと、当たり前のことを当たり前にするという校訓が、生徒の腑に落ちると思います。

小学校で話しを聞いたことは、靴箱に靴を入れると、手前から1cmのところにかかとが来るように入れる、もちろん飛び出してはいけないし、入り過ぎもいけないということがあるらしいです。靴箱の整頓が悪いと、宿題のプリントが5枚増えるとかね、それって教育かと思うのですよね。そういうことについては、僕の視点からすると、ユニバーサルデザインをやったでしょうって。揃えるためであったら、1cmのところには赤線を引けばいいことです。それを、当たり前のことだと言って、児童に言って、精神的なプレッシャーで1cmのところに入れておけよって、奥過ぎても手前過ぎてもだめで、ダメだったら罰則というのはダメだと思う。だから、当たり前のことということに関しては、ユニバーサルデザインでカバーできることはいっぱいあるし、そして、中学校でいくと、当たり前と言われたことについて、本当に当たり前かという疑問を持つことがいっぱいあると思うので、この標語は、とってもいい標語だと思ったのですよ。話し合いの話題としては、最高。それと、発達障害の子などで、当たり前のことができない子がいます。どうしても気が散っちゃうとか、揃えることを忘れちゃうとか、そういうことについても配慮しなくてはいけないことがあります。

自分としては、学校にルールが多すぎるのは、先生が注意することも多くなります。もしかすると罰も多くなります。そういうことは余り楽しくもない。なので、このことについて、当たり前のことを当たり前にするには、幼保小中全部がやっていく言葉だと思います。それについて、中学生くらいになったら、話し合ってもらおう。小学生だとしたら、話し合ってもらったり、精神的なプレッシャーだけでないバリアフリーデザインのことを考えてもらったりと。旭北小学校の学習発表会に行ったら、4年生が福祉のことを発表していました。そのときに、バリアフリーデザインが出てきました。そういう学習をしているので、当たり前のルールがあったときに、当たり前のユニバーサルデザインをやってくれたら、とってもいい勉強になると思って、八中の学校訪問では、そういうことを思いました。そうしたら、当たり前と思っていた応援合戦は、ひょっとしたら当たり前ではないかもしれない。

石井委員

やはり、分かり易くないといけませんよね。具体的なことがないと、目に見えてこないというか。例えば、私の経験からすると、ボランティアの募集では、「ボランティアを募集します。」という人は集まらないのですが、「壁を貼るので、この作業のボランティアに来てください。」という人が集まるということがあります。具体的に自分が何をやるのだということを分からないと、なかなか人は動けないかもしれない。ペナルティーがあることが、靴を揃えるためのペナルティーなのか、何なのかが分からないと、靴はいつまでも揃わないのではと感じました。

竹内委員長

そういう意味では、大事な言葉であって、勉強するのに持って来いということであって、当たり前の話しは勉強してもらおうといいと思います。

(2) アイアンマン70.3セントレア知多半島ジャパンについて
堀之内生涯スポーツ課長

2018大会について、概要が決定し、11月6日に発表があったことを報告し、概要を説明した。

(3) 第12回愛知県市町村対抗駅伝競走大会について
堀之内生涯スポーツ課長

12月2日に、愛・地球博記念公園で開催される市町村対抗駅伝競走大会の案内をした。

(4) 12月の行事等予定表等について
山口学校教育課長

12月の行事等予定表の事項を説明した。

- 8 閉 会 午前11時2分 第13回定例会を閉会
次回は、12月1日(金)午前9時30分から第14回定例会を予定。
知多市教育委員会会議規則の一部を改正する規則(平成27年教委規則第2号)に基づく改正前の知多市教育委員会会議規則(昭和45年教委規則第2号)第16条の規定により、ここに署名押印する。

平成29年11月10日

(委 員) _____

(委 員) _____

(教 育 長) _____

(教育部長) _____